【概 要 版】

旭市海業推進事業計画

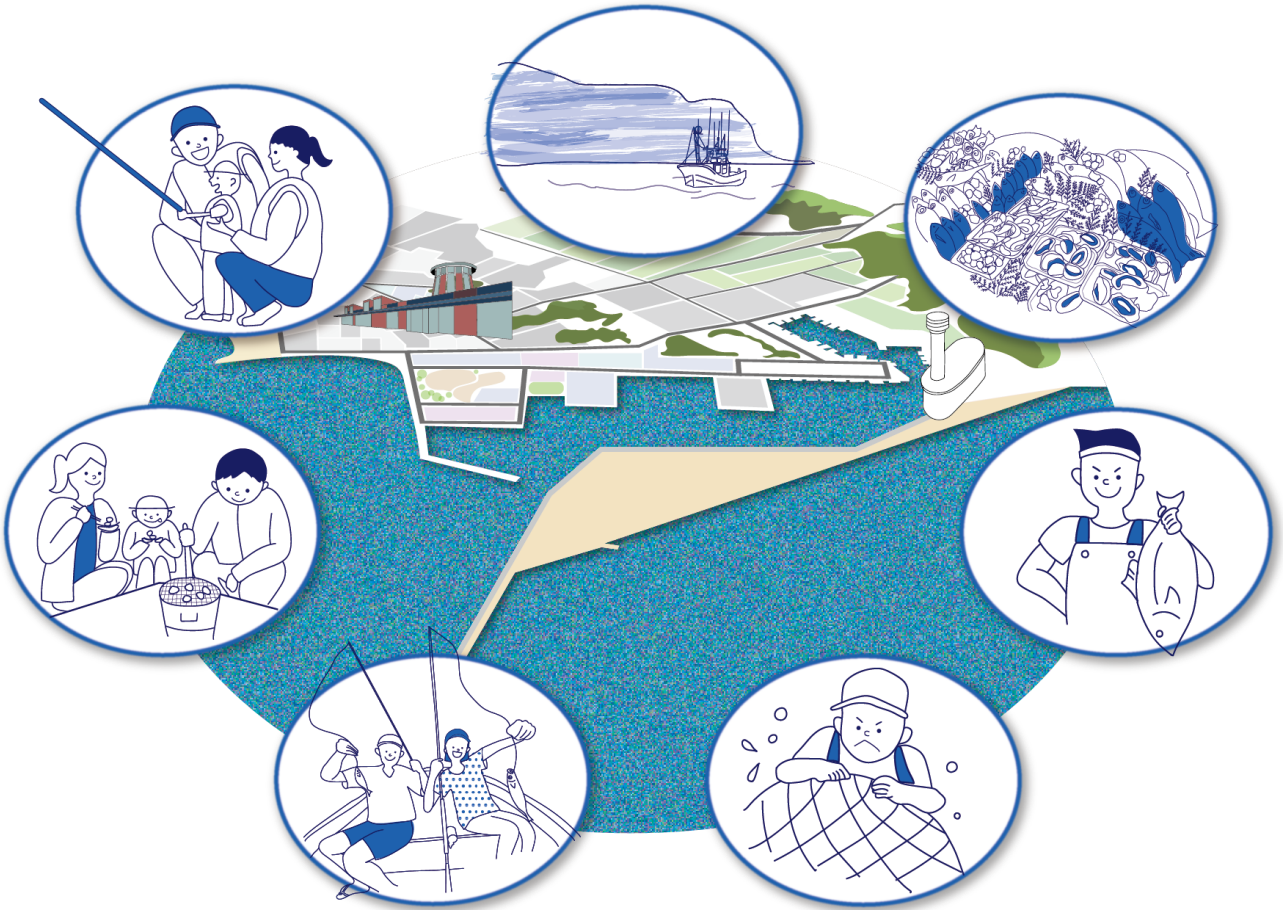

2026(令和８)年３月

旭 市

■計画策定の趣旨

・漁村地域では、人口減少や高齢化が全国の平均を上回る速さで進行し、地域の活力低下が課題となっている。一方、漁村の交流人口は約２、000 万人にのぼり、大きなポテンシャルを有している。こうした状況を踏まえ、我が国および千葉県では、漁村の賑わい創出に向けた取組として「海業（うみぎょう）」の推進を掲げ、漁村の活性化や漁業の持続的な振興を進めている。

・千葉県北東部に位置する本市は、九十九里浜や屏風ケ浦に面し、古くから漁業が盛んな地域である。当該地域には、千葉県が管理する県営飯岡漁港（第 1 種漁港、以下、飯岡漁港または対象漁港という）が立地しており、九十九里沿岸を代表する漁港の一つとなっている。また、飯岡漁港は、沖合・沿岸漁業の拠点として機能しており、イワシ、ハマグリ、シラウオなど多様な水産物が水揚げされ、県内有数の漁獲量を誇るとともに、地域の水産業や食文化を長年にわたり支えてきた。

・しかし近年は、全国的な漁業就業者の減少や高齢化に加え、気候変動に伴う水産資源の変動や漁獲量の減少などにより、漁業経営を取り巻く環境は一層厳しさを増している。このため、持続可能な漁業経営の確立と、次世代の担い手の育成・確保に向けた取組が求められている。

・一方で、飯岡地域は、九十九里浜や屏風ケ浦、刑部岬などの観光資源を有し、首都圏や成田空港からのアクセスにも恵まれた地域である。釣りやサーフィン等のレジャー利用に加え、自然景観を活かした観光や水産資源を活用した体験型観光への期待も高く、地域活性化に向けた高い潜在力を備えている。

・こうした背景を踏まえ、飯岡漁港を核とした交流人口の更なる拡大を図り、観光消費や地域経済の活性化に寄与するとともに、水産物の高付加価値化や漁業者の所得向上につなげる「海業」の取組を推進していくことが重要である。

・なお、本計画の対象となる飯岡漁港は、千葉県が管理する第 1 種漁港であることから、事業の実施にあたっては、千葉県と十分な協議・調整を行いながら進めていく必要がある。

写真 1 飯岡刑部岬展望台から見た飯岡漁港

■対象漁港について

・本計画において対象とする漁港は、第 1 種漁港である「飯岡漁港」である。飯岡漁港の概要および基本情報、全景を表 1 および図 1 に示す。

表 1 対象漁港(飯岡漁港)の基本情報

所在地	千葉県旭市下永井
漁港種別	第 1 種漁港（漁港管理者:千葉県）
漁港区域面積	54.3ha（計算値）
管轄漁協	海匝漁業協同組合（旭市・匝瑳市・横芝光町の漁業者で構成）
都市計画	用途指定なし
漁港利用状況	・遊漁船・釣船利用者数:R5・年間 3 万人（遊漁船業者ヒアリング） ・いいおかみなと公園利用者数:R5・年間 15 万人 （令和 5 年千葉県観光入込調査報告書）
周辺概況	・漁港東側の海岸線には屏風ケ浦と呼ばれる海食崖があり、高さ 40～50m の断崖が 10km にわたって連なっている。 ・対照的に漁港の西側は、竜王岬を境として九十九里の砂浜域となっている。

図 1 対象漁港(飯岡漁港)の航空写真・全景

■地域の特徴と課題

本市および対象漁港の概況、アンケート調査等の現状・意向調査を踏まえ、対象地域の現状・問題、課題、その解決策を整理した。

5 つの課題とその対応策について、図式化したものを図 2 に示す。

図 2 飯岡漁港における海業振興の取組イメージ

	現状・問題	課題	対応策
(1) 漁業所得の安定化に資する機能・施設の確保	・漁獲量が減少し、漁業収入が不安定 ・市場流通に依存し、価格変動の影響を受けやすい	・販売先の拡大や、価格が下がりにくい販路の確保 ・魚食離れや、地域の食文化の継承	・漁獲物を直接販売・提供できる物販・飲食機能を導入 ・地元で獲れた魚等の加工や調理を体験・学習できる場所の導入
(2) 漁業活動と来訪者利用の両立に向けた動線の整理	・漁業の繁忙期には港内の交通量が増加する	・漁業活動と一般利用が混在することで、安全性や作業効率の低下が懸念	・漁業活動と一般利用のエリアを明確に区分し、ゾーニングにより動線の整理を行う
(3) 未利用地の有効活用と賑わい創出に向けた施設配置	・漁港区域は広範であり、未利用地が多く存在する ・現状では利用が分散し、一般利用者の滞留や賑わいの創出につながりにくい	・機能や施設を一定のエリアに集約すること	・物販・飲食等を複合的に備えた施設を整備し、一般利用者が集まりやすい空間を形成
(4) 釣り利用者への対応と港内環境の維持・改善	・釣り利用者が多く、トラブルやマナー低下による港内環境の悪化が懸念	・利用ルールの明確化や公共施設の整備が必要	・釣り可能エリアの明確化や利用ルールの設定 ・有料駐車場の導入、トイレやシャワー等の公共施設の増設・機能充実
(5) 津波災害を想定した安全確保対策	・東日本大震災において津波による被害が発生した ・現在も海抜が低いため、津波による浸水リスクが高い	・一般利用者の増加を見据え、防災面への配慮は不可欠	・津波発生時の一時避難に対応した施設計画とする

■本計画のビジョン等

アンケート調査およびサウンディング調査等により把握した現状や意向を踏まえ、海業の推進に向けて関係者ごとの認識や期待、課題を明確化するため、これまでの状況を属性別に整理した。

図 3 調査結果から作成したペルソナ

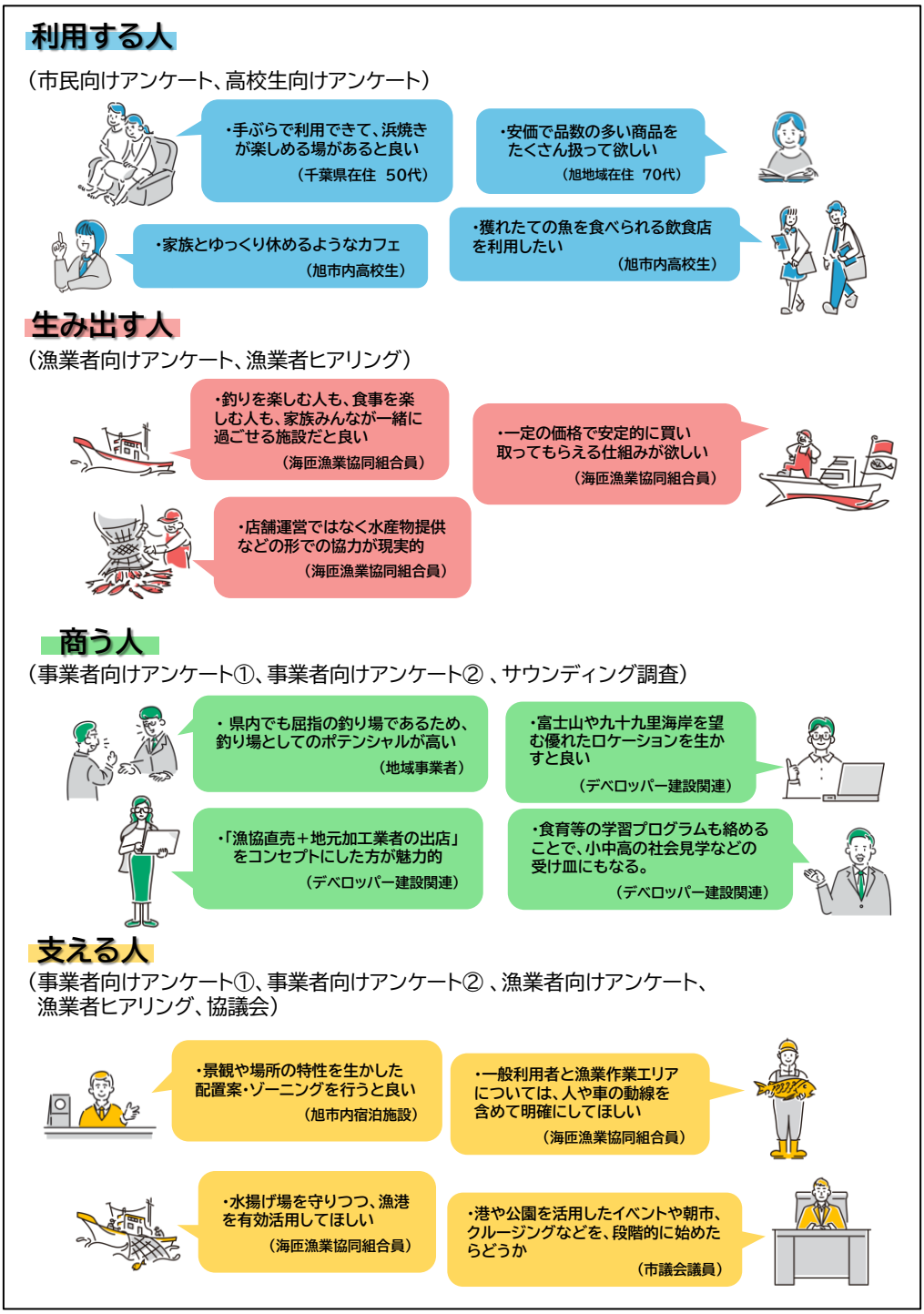

■本計画のビジョン・コンセプト・方針

本計画の策定にあたっては、本市の現状および課題、水産業・観光業の特性や課題、ならびにアンケート調査やサウンディング調査等による現状・意向把握の結果を踏まえ、計画のビジョン、コンセプトおよび 2 つの方針を整理した。なお、ビジョン・コンセプト・方針の定義は以下とする。

【定義】
ビジョン：将来の在り方・方向性を示すもの
コンセプト：ビジョンをどのように実現していくかを示す考え方
方針：コンセプトを具体化するための策

図 4　本計画のビジョン、コンセプトおよび基本方針

ビジョン：海を眺める場から、感じ・学び・関わる場へ

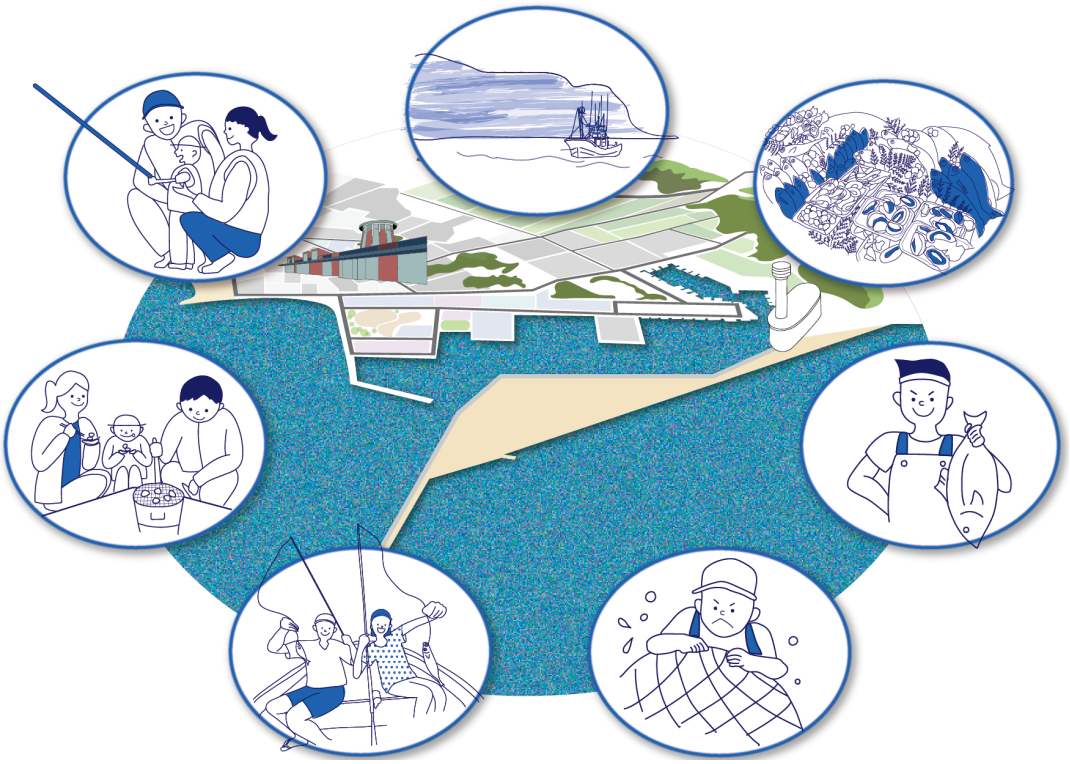

コンセプト：漁業者・地域・民間企業の連携により誇れる漁港へ

・海業を通じて漁業者・地域・民間企業 が連携し、互いに利益を生み出す仕組みをつくり、地域経済の循環を促す。
・漁業者・地域・民間企業が協働・交流できる場を整え、漁業者が誇りを持てる地域づくりを進める。

方針

①今ある漁業の尊重
・現在の漁業活動を大切にし、既存の収益構造を損なわないようにする。
・海業を通じて新たな可能性を少しずつ広げながら、漁業活動の改善や収入の安定化を図る。
（損をしない、無理をしない取組推進）

②海業による新たな取組
・漁業資源・漁村や屏風ケ浦の景観などの地域の魅力を生かし、食・体験・交流を通じた新たな取組を導入する。
・「生涯活躍のまち・あさひ」で培った官民連携の実績を基盤に、関係者が交流しやすい環境を整え、海業の新たな推進体制を構築する。

③一般利用者の利用環境改善
・海業を通じて来訪者（釣り客）に必要な環境を整え、漁業者との棲み分けを明確にする。
・利用ルールを整え、漁業者の収益にもつながる仕組みを作る。（駐車場・トイレ・洗い場の整備・有料化など）

■整備方針

(1) 導入する機能

課題への対応策として位置づけた各種施設については、表 2 に示すとおり導入を図るものとする。

表 2 方針別の導入する機能

方針		①今ある漁業の尊重 ②海業による新たな取組	③来訪者の利用環境改善
導入する機能			
	ハード	・複合施設 (飲食、物販、カフェ、浜焼き、駐車場、体験・交流スペース(釣り具レンタル、水産加工体験、釣った魚を捌くシェアキッチン等)) ・ラボ ・魚・海藻の養殖等	・集約駐車場 ・トイレ公共施設 ・RV パーク
	ソフト	・開発前のイベント等(マルシェ等) ・クルージング ・水産加工体験	・釣りルール(釣り場所駐車場の有料化等) ・船釣りの捌く場所

(2) 整備の優先順位

導入する機能については、一度にすべてを整備することが難しく、また、すべての関係者が同じ機能を望んでいるわけでもないことから、現時点における導入機能の優先順位を整理する。

表 3 優先順位別の導入する機能

優先順位		高	中	低
導入する機能				
	ハード	・複合施設 (飲食、物販、カフェ、浜焼き、駐車場、体験・交流スペース(釣り具レンタル、水産加工体験、釣った魚を捌くシェアキッチン等))	・集約駐車場 ・トイレ公共施設	・RV パーク ・ラボ ・魚・海藻の養殖等
	ソフト	・開発前のイベント等(マルシェ等) ・開発後の水産加工体験等	・クルージング	・釣りルール (釣り場所駐車場の有料化等)

(3) ゾーニング案

海業で検討している導入機能に関してのゾーニング案を図 5 に示す。

ゾーニングに当たっては、以下の点に留意して整理を行った。

1) 漁業と一般利用の棲み分け

今後海業関連の施設が開業し、対象漁港(飯岡漁港)への一般利用者の進入が増加すると、既存の漁業・水産業の活動に支障をきたす可能性がある。特に水揚げ繁忙期には、大型トラックなどが行き来している。

写真 2 イワシ漁の水揚げ時期の岸壁の様子

また、休日には一般利用者の乗用車が対象漁港内の道路に停車し、通行の妨げになっていることがある。

対象漁港は、道路交通法の適用を受けない区域であることから、これらを解決するために、道路の使用方法について、漁港管理者、漁業協同組合が通行制限、時間規制等を行うことが可能である。写真 3 の事例のような対策を講じることで、漁業と一般利用の適切な棲み分けを図る。

写真 3 他漁港における漁業と一般利用の棲み分けの事例

2）周辺施設からの眺望

対象漁港の北側の隣接地には、海への眺望を特徴とする飲食施設が複数立地していることから、これらの景観を阻害しないよう配慮した施設配置を検討する必要がある。よって、導入する複合施設の建物に関しては、適切な離隔を取ってゾーニングすることとする。

3）複合施設の計画建物の規模

導入する複合施設（飲食、物販、カフェ、浜焼き、駐車場、体験・交流スペース（釣り具レンタル、水産加工体験、釣った魚を捌くシェアキッチン等）に関しては、一定の店舗の集積による賑わいは確保するものの、漁業との共存を前提とし、動線やゾーニングを考慮しながら、過剰な規模とならないよう配慮する必要がある。

さらに、海業への参画の可能性を高める観点からも、大店立地法の対象とならない規模である、店舗面積 1,000 ㎡未満とすることを目安として計画するものとする。

図 5 飯岡漁港における海業整備の将来像（ゾーニング）（案）

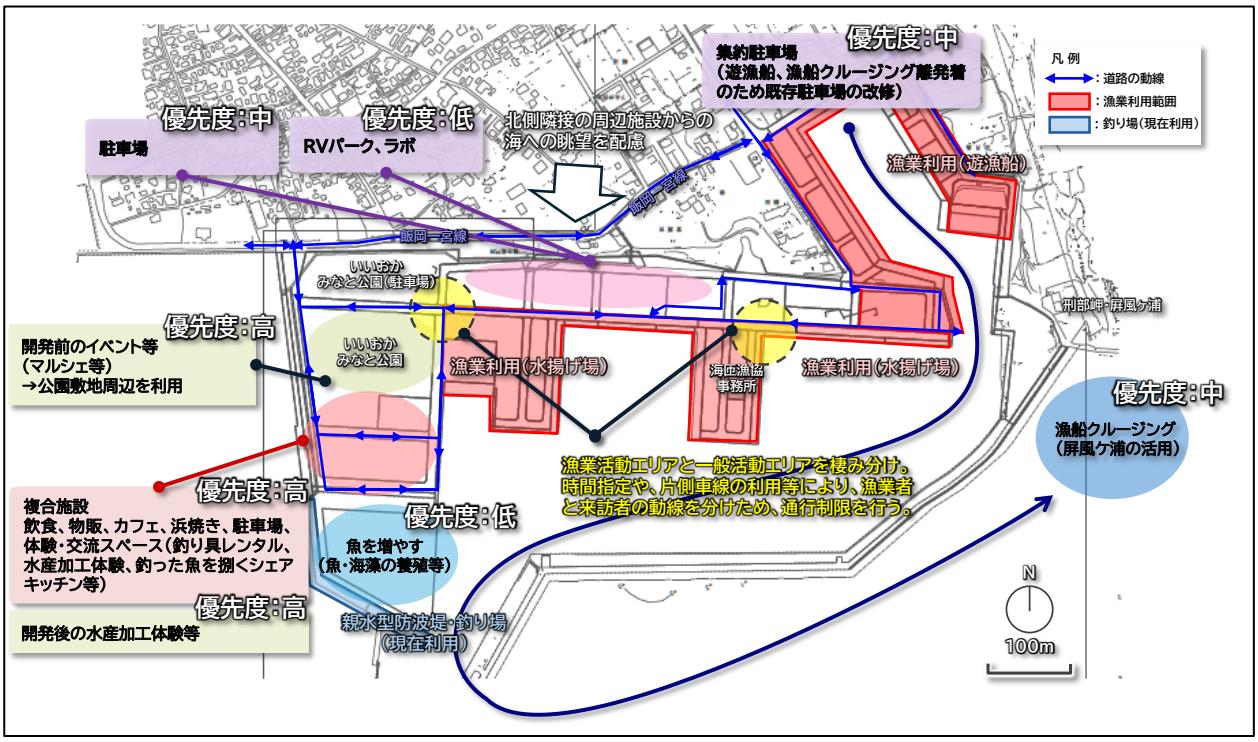

■実施に向けたスケジュール

対象漁港における海業推進事業に係る今後のスケジュールを図 ５１ に示す。なお、漁業者をはじめとする関係者との調整状況等によって整備時期等が変更となる可能性がある。

図 6 想定スケジュール

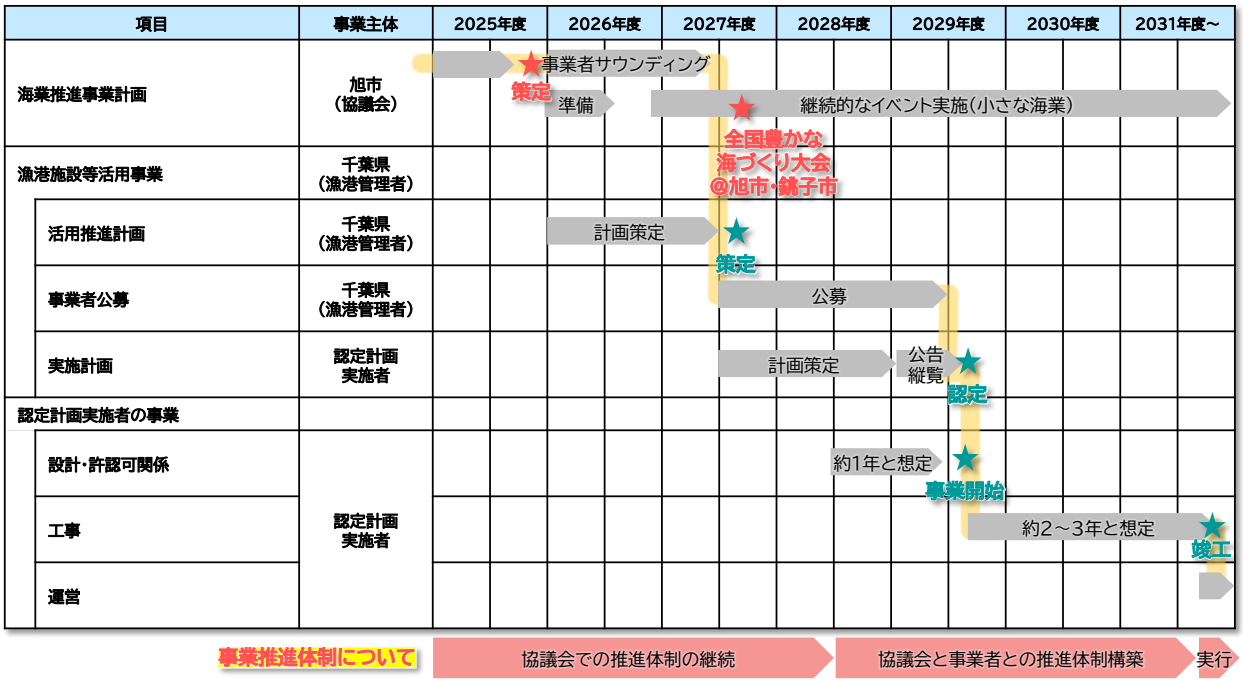

■推進体制案について

（1）推進体制の方針案

海業を推進するにあたっては、今後、漁港施設等活用事業に基づく「活用推進計画」を策定する必要がある。漁港管理者が主体となって策定し、その後、事業者の公募を行い、事業申請者が策定する事業計画などを踏まえ、事業者の認定を行い、事業を開始する流れとなる。

また、本市ではこれまで「生涯活躍のまち・あさひ形成事業」をはじめ、公民が丁寧に対話と協働を重ねながら事業を進めてきた実績がある。こうした公民連携の積み上げは、市内関係者の信頼関係や共創の姿勢を育んできており、海業の推進においても、丁寧な合意形成と明確なビジョン設定のもと、多様な主体が連携して推進体制を構築できるという大きな強みとなる。

これは他地域には容易に見られない、旭市ならではの固有の資源であり、この土壌があるからこそ、海業における新たな公民連携モデルの創出や、持続的な事業展開に向けた協働体制を描くことが可能となると考える。

また、「みらいあさひ協議会」との連携も視野に入れながら、地域全体で海業の価値を高めていくことを想定する。

（2）推進体制案（着工後の運営）

ビジョンの実現に向け、漁業者・地域・企業が連携し、関係者の利益が持続的に循環する海業の推進を図る。あわせて、意見交換や共創が生まれやすい場を整備し、漁業者が誇りを持てる地域を育む事業体制を構築する。また、イベントの企画・運営や参画の取組が協議会を起点として創出され、水産業の振興を継続的にバックアップできる仕組みを事業体制として確立していくことが望ましいと考える。
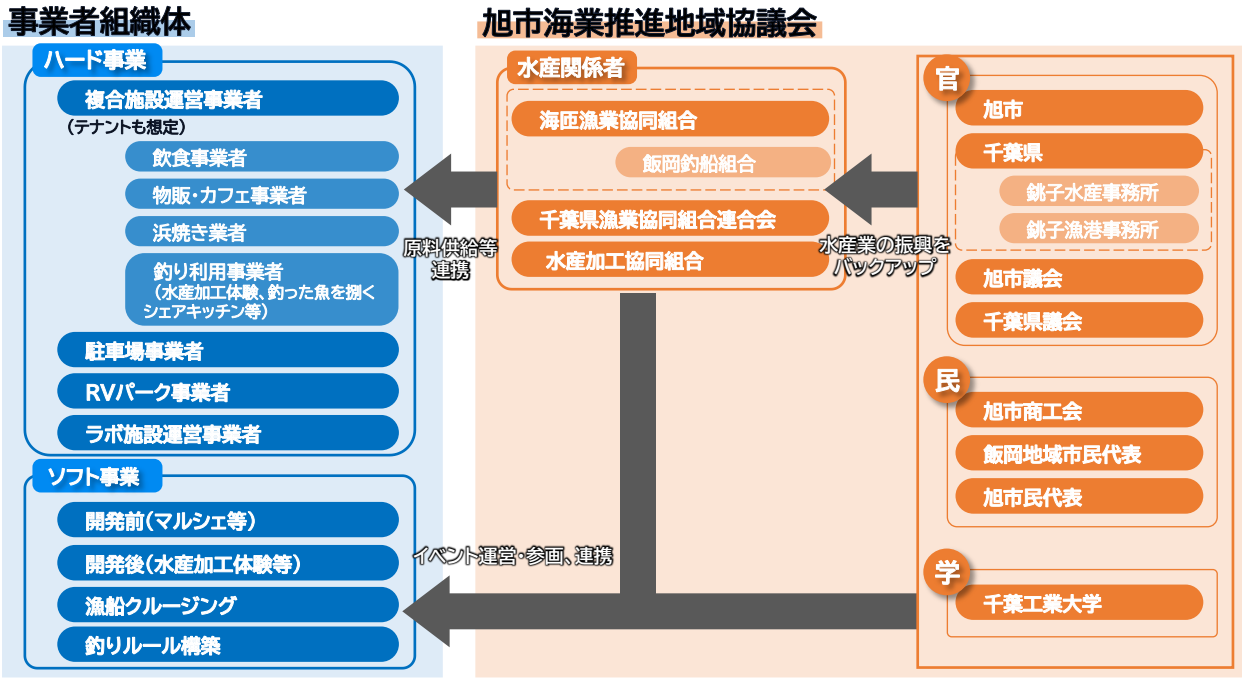
図 7 飯岡漁港における海業実施のための推進体制（着工後の運営）